

家畜衛生だより

令和2年9月発行
最上家畜保健衛生所
最上地域家畜畜産物衛生指導協会
Tel: 29-1357 Fax: 23-2944

飼養衛生管理基準の改正 第2回

病原体の侵入防止対策 -人、物品に関する事項等-

改正飼養衛生管理基準「豚及びいのしし」については令和2年7月1日、「牛、めん羊、山羊」「鶏その他家きん」「馬」については令和2年10月1日より施行されています。今回は病原体の侵入防止対策のうち、人や物品に関する事項についてポイントをお知らせします。

◎記録の作成および保管

衛生管理区域に立ち込んだ者（当該農場の従事者を除く）の氏名及び所属、立入り年月日、消毒の有無、その目的を記入するよう、台帳等を設置し、記録は1年間保存すること



◎衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域に立ち入る者に対し、衛生管理区域専用の衣服及び靴を着用させること

※更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、

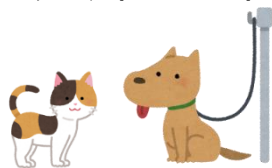
- ・着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管すること
- ・更衣の前後に利用する経路を一方通行とすること
- ・衣服又は靴に排せつ物等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと

◎衛生管理区域に出入りする車両の消毒

衛生管理区域の出入口付近に動力噴霧器や消石灰帯等の消毒設備を設置し、車両を出し入れする者に対し、消毒をさせること



◎愛玩動物の飼育禁止



猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと

次回は衛生管理区域への病原体の侵入防止対策—野生動物—についてお知らせします！

最上家畜保健衛生所 電話 0233-29-1357 (休日・夜間も対応)